

	条例素案（検討会議前）	検討会議での意見、質問	条例素案（検討会議後）	修正の箇所、ポイント
第 2 章 市民の権利並びに市民、議会、市長等の役割及び責務	<p>（市民活動団体の役割及び責務）</p> <p>第 8 条 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自らがその担い手であることを自覚し、その活動を通じて地域における課題の解決及び<u>その地域の活性化</u>に貢献するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民活動団体は、地域における課題の解決及び<u>その地域の活性化</u>を図るため、市民活動団体間における連携及び市民活動団体の組織の活性化に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「その」とあえて、地域を限定する必要はないのではないか。</li> </ul>	<p>（市民活動団体の役割及び責務）</p> <p>第 8 条 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自らがその担い手であることを自覚し、その活動を通じて地域における課題の解決及び<u>地域の活性化</u>に貢献するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民活動団体は、地域における課題の解決及び<u>地域の活性化</u>を図るため、市民活動団体間における連携及び市民活動団体の組織の活性化に努めるものとする。</p>	<p>「その」は、削除する。</p>
	<p>（事業者の役割及び責務）</p> <p>第 9 条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ<u>貢献するよう努めるとともに</u>、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を<u>図るよう努めなければならない</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「貢献するよう努める」という表現については、遠慮しすぎではないか。「貢献するとともに」でもいいのでは。</li> <li>「調和を図るよう努める」とあるが、表現として問題があるのではないか。</li> <li>事業所の本社が佐賀にないところは、組合に入らないものが多い。佐賀県の条例に決められているが、罰則規定もないためだと思う。</li> <li>「努める」と柔らげず、シンプルに表現してはどうか。</li> </ul>	<p>（事業者の役割及び責務）</p> <p>第 9 条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ<u>貢献するよう努めるとともに</u>、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を<u>図らなければならない</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他都市の事例から、努力義務のところも多く、佐賀市の他の条例においてもほとんどを努力義務としているため、「貢献するよう努める」の箇所は変更しない。</li> <li>「調和を図るよう努めなければならない」から、「調和を図らなければならない」に変更を行う。</li> </ul>
第 3 章 情報共有、市民参加及び協働	<p>（情報共有）</p> <p>第 13 条 市民活動団体、事業者、市長等及び議会は、市民のまちづくりへの参加及び協働を促進するために、正当な理由がある場合を除き、まちづくりに関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公表し、又は提供することにより、情報の共有に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、別に条例で定めるところにより、まちづくりへの参加及び協働に必要な市政に関する情報の公開を、市長等及び議会に対し、請求することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民活動団体、事業者」を入れて範囲を広げているが、第 2 項では、市長等及び議会に対してだけの情報公開請求となっており、範囲が狭く、バランスが崩れていないか。</li> <li>第 2 項については、市長と議会に対して（厳しく）公開請求できるようになっているが、第 1 項の内容は柔らかいため、この中に入れて、ひとつの条項とするとバランスが崩れるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> <li>第 1 項では、各主体が情報を公開、提供することで、情報を共有することを規定しているが、共有するためには相互の理解が必要であるため、努めるものと規定している。</li> <li>また、市民活動団体、事業者に求めすぎるのも如何のものかという点からも、このまとめ方をしている。</li> <li>第 2 項では、制度として確立しているものであるから、市長等及び議会に対して請求できると規定しており、これを市民活動団体、事業者まで含めて規定することは難しい。</li> </ul>
	<p>（会議の公開）</p> <p>第 15 条 審議会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置された附属機関及びこれに準じて設置された調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。第 20 条において同じ。）の会議は、原則として公開するものとし、公開に関する基準については、市長が別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>() 内の内容を本文にいれる必要があるのか。解説で説明すればよいのではないか。</li> <li>また、地方自治法の抜粋を解説に加えた方が分かりやすく丁寧である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> <li>本文に () 内の内容を残す。</li> <li>解説の中で法の抜粋をいれたい。</li> </ul>

	条例素案（検討会議前）	検討会議での意見、質問	条例素案（検討会議後）	修正の箇所、ポイント
第3章 情報共有、市民参加及び協働	<p>（協働の推進）</p> <p>第22条 市民活動団体、事業者、市長等及び議会は、協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民は、どこにいったのか。</li> <li>・今の社会現象を考えた時、条例の中で市民活動団体を通してとあるが、市民ひとりひとりの考えは違う。老人会も婦人会も入らない、自治会にも入らない現状である。</li> <li>・「活動団体を通して」と言う前に、やはり市民ひとりひとりの考え方を「皆でまちづくりしていこう」と言う考え方を基本にしては如何か。</li> <li>・協働の範囲はどこまでか。</li> <li>・制度ができて2年であり、チカラットの投票でさえ、まだ、十分になされていない。</li> </ul>	<p>（協働の推進）</p> <p>第22条 市民、市長等及び議会は、協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働に対する考え方として、まちづくりを実施する際にまず個人個人ではなく団体を通してやっっていこうという考えが協働の指針の中にあり、「市民は何をするのか」というと、市民はまず団体に参加する。団体を通じて、協働をやっっていこう、という考えがある。</li> <li>・懸念とされていることは、市民が協働から遠ざかったのではないかということだと思うが、あくまで、団体を通してやっっていきたい、といことなので、整合性を図る必要はあると考えられる。</li> <li>・例えば1%補助事業やチカラットといった、一市民の意思表示によるものもあるので、条文内に市民を入れてもいいと思う。一個人としてやっっていくことも考えられる。</li> </ul>
第4章 市政運営	<p>（行政手続）</p> <p>第29条 市長等は、市民の権利及び利益の保護に努めるため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続を適切かつ迅速に行い、市政における公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分、行政指導、届出だけが行政手続なのか。</li> <li>・窓口対応などの不満、処理が遅いなどといったことに対して、できるだけスムーズにとというのがこの文章で理解できるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解説等で補足したいと考えている。</li> <li>・職員の責務でも言及がある。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進を明文化する必要があるのではないか。</li> <li>・佐賀県は他県よりも遅れを感じる。</li> <li>・一文あることで、女性の力になると思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文に起こすか検討を行う。</li> </ul>	